

関西学院大学産学合同育英奨学金規定

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち学業成績が極めて優秀な者に対し、勉学を支援することを目的として関西学院大学産学合同育英奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（資金）

第2条 奨学金の資金は、企業からの寄付金及び学院の経常収入をもってこれにあてる。

（資格）

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規の学生（神学部キリスト教伝道者コースの日本基督教団所属者及び日本基督教団と宣教協約を結ぶ教団所属者を除く。）のうち学業成績が特に優秀で、勉学に熱意を有する者とする。

（年額及び交付）

第4条 奨学金の年額は25万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

3 関西学院大学産学合同育英奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。

（期間）

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

（採用）

第6条 奨学生の採用は、各学部の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

2 奨学生の採用の通知は、学生委員会委員長（以下「委員長」という。）から本人へ行う。

（異動）

第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

（受給資格の喪失）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（所管）

第9条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

（細則）

第10条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

略

5 この規程は、2024年（令和6年）9月1日から改正施行する。

了解事項

本規程第2条に規程されている企業は、次のとおりである。

利昌工業株式会社

中谷記念奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、中谷祐子氏（故中谷一明氏〔1944年法文学部卒業〕の令嬢）からの寄付金をもって、関西学院大学体育会及び応援団総部に所属する学生を経済的に支援し、スポーツ活動等学生活動を奨励することを目的として、中谷記念奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金は寄付金を基金とし、その果実をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、関西学院大学体育会及び応援団総部に所属する学生であって、スポーツ活動等学生活動で優秀な成果をあげ、人物として優れた者であり、かつ経済的援助を必要とする者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金額は一人30万円を上限とし、若干名を採用する。

2 奨学金の交付は一括交付とする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生生活支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 中谷記念奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、申請者の中から中谷記念奨学金選考委員会の推薦により、学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(返還)

第8条 委員会が奨学生として不適当と認めたとき、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1997年（平成9年）12月1日から施行する。

略

4 この規程は、2024年（令和6年）9月1日から改正施行する。

関西学院大学奨励奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生のうち、正課外活動（文化、芸術、スポーツ、社会貢献活動等）において特に顕著な成果をあげ、かつ人物として優れた者に対し、これら諸活動を奨励することを目的として関西学院大学奨励奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は寄付金による基金の果実をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規学生であって、正課外活動（文化、芸術、スポーツ、社会貢献活動等）において特に顕著な成果をあげ、かつ人物として優れた者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は25万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1／2）を春学期に一括交付する。

3 関西学院大学奨励奨学生（以下「奨学生」という。）は学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てる

ものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、申請者の中から学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

2 関西学院大学同窓会奨学金又は関西学院大学クレセント奨学金と重複して採用することができない。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

1 奨学金を辞退するとき

2 休学又は退学するとき

(受給資格の喪失)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学金を辞退したとき

2 休学又は退学したとき

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき

2 奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

(細則)

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

略

16 この規程は、2025年（令和7年）1月1日から改正施行する。

関西学院大学同窓会奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及びボランティア活動等の正課外活動において顕著な成果によって関西学院の名を広く高めた者に対し、活動を奨励することを目的として関西学院大学同窓会奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は、関西学院同窓会（以下「同窓会」という。）からの寄附金をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及びボランティア活動等の正課外活動で顕著な成果を挙げ、メディアなどを通じて関西学院の名を広く高めた者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は、25万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

3 関西学院大学同窓会奨学生（以下「奨学生」という。）は、学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、申請者の中から学生委員会（以下「委員会」という。）で決定し、同窓会に報告する。

2 関西学院大学奨励奨学金又は関西学院大学クレセント奨学金と重複して採用することができない。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

(受給資格の喪失)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
 - 2 休学又は退学したとき。
 - 3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
- 2 奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

(細則)

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2012年（平成24年）1月13日から施行する。
略
- 6 この規程は、2025年（令和7年）1月1日から改正施行する。

関西学院大学クレセント奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及び社会貢献活動等の正課外活動において顕著な成果を修めた者に対し、活動を奨励することを目的として関西学院大学クレセント奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及び社会貢献活動等の正課外活動で顕著な成果を修めた者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は25万円とする。

- 2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。
- 3 関西学院大学クレセント奨学生（以下「奨学生」という。）は学費未納の場合、この奨学金を学費の納入に充てるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、申請者の中から学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

- 2 関西学院大学奨励奨学金又は関西学院大学同窓会奨学金と重複して採用することができない。
（異動）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

（受給資格の喪失）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
- 2 休学又は退学したとき。
- 3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
- 2 奨学金の交付後に前項に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（所管）

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

（細則）

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

略

- 9 この規程は、2025年（令和7年）1月1日から改正施行する。